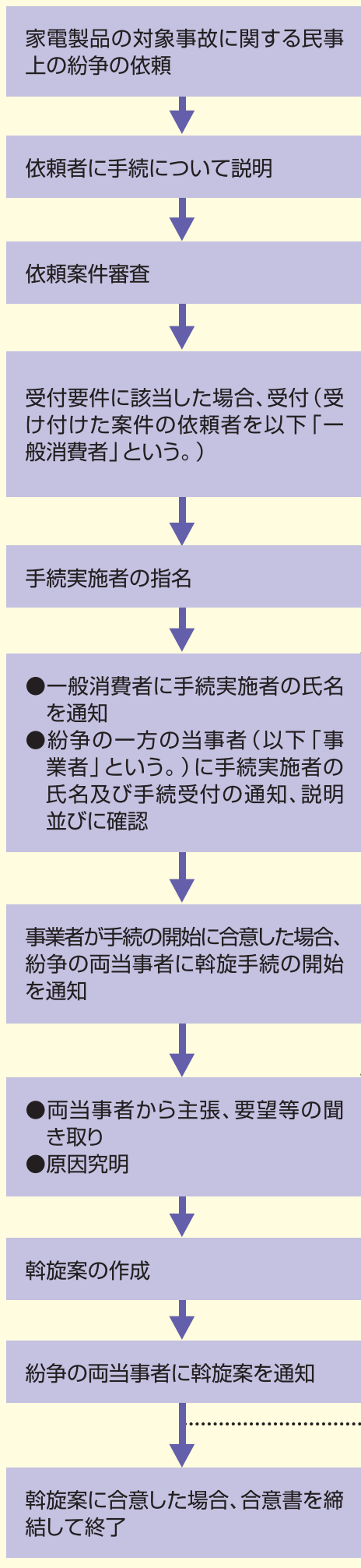


< 斡旋手続の流れ >



受付要件に該当しない場合、受け付けないものとし、依頼者に通知

事業者が手続の開始に合意しない場合、手続を開始しないものとし、一般消費者に通知

- 審査会が手続の開始を否決した場合、手続を開始しないものとし、両当事者に通知
- 審査会が斡旋手続からの移行を否決した場合、手続を移行しないものとし、斡旋手続の手続実施者に通知

裁定手続への移行

カウンセラーは法令解釈適用について顧問弁護士に助言を求める

必要に応じ、又は紛争の当事者の要請に基づき外部機関に原因究明を依頼

紛争の当事者のいずれかが訴訟を提起した場合、手続終了通知書を発行して終了

紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと手続実施者が判断した場合、手続終了通知書を発行して終了

< 裁定手続の流れ >

